

令和 6 年 1 月 30 日

事業主様

神奈川県電子電気機器健康保険組合理事長



### 健康保険証廃止日の決定について

平素より健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 12 月 27 日付にて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されました。

これに伴い、保険証廃止の施行期日下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

保険証廃止後は、医療機関等に「マイナ保険証（マイナンバーカードに保険証利用の登録をおこなったもの）」を提示して受診いただくことが基本となります。

事業主様におかれましては、従業員の皆様へ、引き続きマイナンバーの健保への提出にご協力頂き、マイナンバーカードの取得およびマイナ保険証（健康保険証利用登録されたマイナンバーカード）の利用促進についても併せてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、マイナンバーカードを作成することが困難な方（新生児等）につきましては、健康保険証に代わる「資格確認証」の発行が予定されております。後日、詳細が決まりましたらお知らせいたします。

### 記

#### 【現行の保険証廃止日】

令和 6 年 1 2 月 2 日（月曜日）

（注）令和 6 年 12 月 2 日受付分並びに書類の不備返戻等により、健康保険証の交付日が令和 6 年 12 月 2 日以降となる新規資格取得・新規被扶養者認定・健康保険証の再交付等についても健康保険証の発行は行うことができませんのでご注意ください。

また、同施行日前に発行された健康保険証は、同施行日から 1 年間は有効です。